証券コード　2502
平成18年３月８日

株　主　各　位

本店　東京都中央区京橋三丁目７番１号
本部　東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
アサヒビール株式会社
代表取締役社長　池　田　弘　一

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「議決権の行使についての参考書類」（48ページから69ページ）をご検討くださいまして、平成18年３月29日（水曜日）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

［郵送による議決権の行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送ください。

［インターネットによる議決権の行使の場合］

パソコンから議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください（携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。）。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、70ページの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

本定時株主総会の日時、場所及び会議の目的事項は、２ページに記載のとおりであります。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

記

１．日　　時　平成18年３月30日（木曜日）午後１時

２．場　　所　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ　ザ・メイン宴会場階　鶴の間

３．会議の目的事項

報告事項

第１号　第82期（平成17年１月１日から 平成17年12月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

第２号　第82期（平成17年１月１日から 平成17年12月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

第３号　定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件

決議事項

第１号議案　第82期利益処分案承認の件

第２号議案　定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（48ページから60ページ）に記載のとおりであります。

第３号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（61ページから63ページ）に記載のとおりであります。

第４号議案　取締役９名選任の件

第５号議案　退任取締役に退職慰労金贈呈の件

以　上

（添付書類）

営　業　報　告　書

（平成17年１月１日から平成17年12月31日まで）

１．営業の概況

(1) アサヒビールグループ（企業集団）の営業の経過及び成果

当期のわが国経済は、雇用・所得の環境改善による個人消費の拡大や高水準の企業収益に伴う設備投資の増加などにより、緩やかな回復基調にありました。

酒類業界におきましては、ビール類の市場全体では新ジャンル市場が前期に比べ約３倍の規模に拡大しましたが、市場全体を成長させるまでには至らなかったため、ビール類全体の課税数量は前期比３％程度の減少となりました。一方、乙類焼酎や低アルコール飲料では伸び率は鈍化したものの、引き続き市場が拡大いたしました。

飲料業界におきましては、前期の記録的な猛暑の反動による減少が予想されたものの、各社の積極的な新商品の発売などにより、業界全体の販売数量は前期比で２％程度増加したものと推定されます。

こうした状況のなか、アサヒビールグループは、平成16年から平成18年までの「第２次グループ中期経営計画」に基づき、「成長性溢れる新しいアサヒビールグループへの変革」を目指して、“事業構造”“収益構造”“組織体質”の変革に取り組みました。

その結果、アサヒビールグループの当期の売上高は1兆4,300億2千6百万円（前期比1.0％減）となりました。また、利益につきましては、営業利益は902億4千8百万円（前期比10.9％減）、経常利益は914億5千9百万円（前期比4.4％減）となりました。当期純利益は、特別損失が大幅に減少したことなどにより、398億7千万円（前期比30.3％増）となり、過去最高額を達成することができました。

	アサヒビールグループ	アサヒビール株式会社
売　上　高	1,430,026百万円（前期比 1.0％減）	1,054,161百万円（前期比 5.6％減）
営業利益	90,248百万円（前期比10.9％減）	78,513百万円（前期比14.4％減）
経常利益	91,459百万円（前期比 4.4％減）	76,905百万円（前期比13.3％減）
当期純利益	39,870百万円（前期比30.3％増）	35,498百万円（前期比25.9％増）

当期における事業別の概況は次のとおりであります。

［酒類事業］

国内酒類事業につきましては、「すべては、お客さまの『うまい！』のために。」をスローガンに、中核ブランドにおいてさらなるご支持の拡大を目指すとともに、「お客様満足」を追求した新価値・新需要の創造に挑戦してまいりました。

また、グループにおける生産会社の品質向上と競争力の強化を図るため、ワイン事業では「アサヒビールワイナリー株式会社」を「サントネージュワイン株式会社」に統合いたしました。焼酎・低アルコール飲料事業では、「アサヒ協和酒類製造株式会社」の全機能を「ニッカウヰスキー株式会社」に移管、統合することにいたしました。

（ビール類）

ビールにおいては、『アサヒスーパードライ』の“鮮度”を徹底的に追求し、「鮮度パック」の発売やキャンペーンを実施したほか、樽生ビールの品質向上を目指した活動など販売促進施策を推進いたしました。また、「ビールのおいしさ探求プロジェクト」を立上げ、『アサヒ酵母ナンバー』や『アサヒスーパーイースト刻刻(こくこく)の生ビール』などの提案型商品を発売し、ビール回帰の流れが本格的なものとなるような取り組みを強化いたしました。

発泡酒においては、２月に本生ブランドからの新しいご提案として、“飲みごたえ”を追求した『アサヒ本生ゴールド』を発売し、本生ブランドそれぞれの特徴を前面に出した販売促進・広告活動を積極的に行い、ブランドの強化を図りました。

また、新ジャンルにおいては、４月に『アサヒ新生』を発売し、さらにお客様の嗜好・価値観の変化に素早くお応えするため、11月には味やデザインを進化させた『アサヒ新生３（スリー）』としてクオリティアップいたしました。

（焼酎・低アルコール飲料・洋酒・ワイン）

焼酎においては、中核ブランドである『大五郎』や『かのか』に経営資源を集中するとともに、『かのか水割り缶』『いも焼酎かのか』『豊醇玄海』などの新商品を投入いたしました。

低アルコール飲料においては、中核ブランドである『アサヒカクテルパートナー』や『アサヒ旬果搾り』のリニューアルを実施し、さらに、『アサヒ新爽感チューハイＤｅｗ（デュー）』や『フォション香り紅茶酒』などの新商品の投

入により、新価値・新需要の創造にも挑戦いたしました。

洋酒においては、『竹鶴ピュアモルト』シリーズや『ブラックニッカクリアブレンド』などの中核ブランドを強化するとともに、モルトウイスキーの『オールモルト』や『モルトクラブ』のリニューアルを実施いたしました。

ワインにおいては、国産ワインは『酸化防止剤無添加有機ワイン』や『酸化防止剤無添加ワイン物語』のリニューアルを実施し、輸入ワインにおいても『バロン・フィリップ』や『ガンチア』などに積極的な販売促進施策を展開いたしました。

（国際酒類事業）

国際酒類事業につきましては、伸長の見込める中国を始めとしたアジアを重点市場と定め、中国の北京に中国本部を開設し、意思決定の迅速化を図ることで、出資先である現地ビール会社の着実な成長基盤を築くことができました。また、タイのバンコクを活動拠点とし、タイやカンボジアなどアセアン諸国における積極的な市場開拓を推進することにより、飛躍的な成長を実現いたしました。

欧米では、重点市場の英国において現地生産を開始し、業務用市場への取り組みをさらに積極化して事業基盤の強化を図りました。

以上のような取り組みを実施いたしましたが、酒類事業の売上高は、ビール類市場の全体が低迷したことなどの影響を受け、前期比5.0%減の1兆254億4千6百万円となりました。

［飲料事業］

（国内飲料事業）

国内飲料事業につきましては、「アサヒ飲料株式会社」が「成長戦略」と「構造改革」による収益構造改革の総仕上げを行うとともに、さらなる事業基盤の強化を行いました。

成長戦略では、基幹ブランド『ワンダ』『三ツ矢』『アサヒ十六茶』の強化・拡大を図るとともに、成長分野である緑茶飲料市場では『アサヒ緑茶若武者』、ミネラルウォーター市場では『アサヒ富士山のバナジウム天然水』、健康飲料市場ではスポーツドリンク『アサヒスーパーH_2O』に注力し、お客様から多くのご支持をいただくことができました。

構造改革では、全社的なコストダウンに加えて、自動販売機のオペレーション

部門を分離した「アサヒビバレッジサービス株式会社」を設立し、営業面での効率化を進めることなどにより、収益性の向上を図りました。

また、チルド飲料事業や宅配飲料事業の拡大を目指して、「株式会社エルビー（埼玉）」「株式会社エルビー（名古屋）」の株式を取得し、新たな事業領域の基盤を強化いたしました。

（国際飲料事業）

国際飲料事業につきましては、「康師傅飲品控股有限公司」や「ヘテ飲料株式会社」を中心に、中国と韓国における飲料事業の基盤の拡大を目指しました。特に中国では、茶系飲料、果汁飲料やミネラルウォーターの販売が好調に推移するとともに、アサヒビールグループからの技術支援などにより、生産性も著しく向上いたしました。

以上の結果、飲料事業の売上高は、前期比22.8％増の2,670億2百万円となりました。

［食品・薬品事業］

食品･薬品事業につきましては、「アサヒフードアンドヘルスケア株式会社」が「成長と、構造改革と、安全・安心の確保」を基本戦略として推し進めました。

ミント系錠菓の『ミンティア』、バランス栄養食品の『バランスアップ』、医薬部外品の『エビオス錠』、サプリメントの『アクティオ』の４商品を重点商品と位置づけるとともに、市場において存在感のある商品の確立を目指した結果、それぞれ順調に売上増加を果たすことができました。さらには、酵母エキス、フリーズドライ具材などの食品素材事業、ダイレクトマーケティング事業も売上を伸ばすことができ､利益体質への転換､安全・安心の確保も確実に進めることができました。

また、サプリメント分野での販路の拡大と商品力の強化を図るため、「株式会社サンウエル」の全株式を取得いたしました。

以上の結果、食品･薬品事業の売上高は、前期比14.1％増の252億8千6百万円となりました。

［その他の事業］

その他の事業につきましては、外食事業においてお客様のニーズに沿った店舗への改善や経営改革を行い、物流事業においてもグループ会社の再編・統合を進めるなど、収益性の向上や競争力の強化を目指した取り組みを推進しましたが、卸売事業の売上減少などにより、全体の売上高は、前期比10.7％減の1,122億9千1百万円となりました。

［アサヒビールグループの売上高内訳］

事業別名称	第82期（当期）平成17年度	第81期（前期）平成16年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
酒類事業	1,025,446	1,078,931	△53,484	△5.0
飲料事業	267,002	217,380	49,621	22.8
食品・薬品事業	25,286	22,162	3,123	14.1
その他の事業	112,291	125,751	△13,460	△10.7
合計	1,430,026	1,444,225	△14,199	△1.0

（注）グループの内部売上高は除いております。

［アサヒビール株式会社の売上高内訳］

分野別名称	第82期（当期）平成17年度	第81期（前期）平成16年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
ビール類	919,471	987,401	△67,929	△6.9
（ビール）	726,226	786,756	△60,529	△7.7
（発泡酒）	147,387	200,645	△53,258	△26.5
（新ジャンル）	45,858	―	45,858	―
焼酎	55,087	51,773	3,313	6.4
低アルコール飲料	32,051	28,328	3,722	13.1
洋酒	28,219	29,525	△1,306	△4.4
ワイン	15,072	14,398	674	4.7
その他の酒類等	2,921	3,049	△128	△4.2
不動産部門	1,336	1,882	△546	△29.0
合計	1,054,161	1,116,360	△62,199	△5.6

当期におけるその他の概況は次のとおりであります。

＜ＣＳＲ（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）＞

アサヒビールグループは、ＣＳＲを「企業価値を向上させるための積極的な活動」として位置づけ、優先事項として「品質の追求」「法令・倫理規範の遵守」「環境保全活動」「適切な情報開示」「地域社会との共生」「適正飲酒の啓発活動」の６つを掲げ、グループＣＳＲ委員会を中心に次のような取り組みを行いました。

・品質面については、缶ビールの６本マルチパックの製造年月や賞味期限を見やすくするため、表示位置を上部に変更するなど、お客様の声を品質に反映する取り組みを実施いたしました。
・若手芸術家やＮＰＯなどの育成を目的に「アサヒアートフェスティバル2005」を開催し、全国約40ヶ所でのさまざまな芸術活動を通じて、地域社会とのコミュニケーションや文化創造を支援いたしました。
・適正飲酒推進の観点から、業界としては初めて「未成年者飲酒予防基金」を設立し、次世代を担う若者（未成年者）の飲酒を予防するための研究や活動への助成を行いました。

＜研究開発＞

研究開発につきましては、酒類の新商品開発、品質の向上などに繋がる技術開発を行うとともに、健康関連事業の強化に向けて、酵母、リンゴポリフェノールなどに由来する独自の機能性素材の研究開発を行いました。また、環境関連の事業化に向けた取り組みも推進しており、当期の主な成果は次のとおりであります。

・ビールが光に直接さらされた時に発生する不快な日光臭について、この臭いの原因物質が光以外の要因でも発生することを解明し、欧州のビール醸造学会で発表いたしました。
・ビール酵母から分離した酵母細胞壁を原料として、レタスやイチゴなどの野菜や果物の健全な生育を促進させる植物活性資材の開発に成功いたしました。
・地球にやさしいエネルギーの開発を目指した「エネルギー用サトウキビを用いたバイオマスエタノール生産プロセスの開発」について、「平成17年度日本エネルギー学会奨励賞」を受賞いたしました。

(2) アサヒビールグループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は439億4千万円で、その主なものは次のとおりであります。

「当期中に完成した主要設備」

＜酒類事業＞

・装製列品質保証機器（当社　名古屋工場、博多工場）

・省エネルギー設備（当社　博多工場）

(3) アサヒビールグループの資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) アサヒビールグループが対処すべき課題

アサヒビールグループは、「第２次グループ中期経営計画」に取り組み、利益ある成長を目指した新たな事業構造への変革と企業価値の向上に挑戦しています。

「第２次グループ中期経営計画」の最終年度である平成18年は“変革の総仕上げの年”として、グループの強固な収益構造と多様な成長構造を築き上げ、次代の成長に向けた挑戦と飛躍を目指します。

＜国内酒類事業＞

国内酒類事業につきましては、その中核であるビール類の成長に経営資源を注力し、事業全体の成長基盤の再構築に努めます。

ビールについては、発売20年目を迎える『アサヒスーパードライ』において、これまで進めてきた“鮮度”と“うまい樽生”に関する取り組みをさらに上のレベルへ引き上げ、ビールならではの品質、おいしさをお客様に実感いただけるような営業活動に専念していきます。加えて、ビールの楽しみを広げる新たなご提案を行うことで、ビール回帰の流れを本格的なものとしていきます。

発泡酒については、『アサヒ本生』３品種をそれぞれの味わいの特徴を一層引き出すようにクオリティアップし、発泡酒市場における『アサヒ本生』ブランドの存在感を高めていきます。

新ジャンルについては、『アサヒ新生３』の話題性のある広告宣伝や販売促進

活動によって、さらなるブランド力の育成を進めます。

焼酎・低アルコール飲料・洋酒・ワインの各カテゴリーについては、中核ブランドの市場での存在感をさらに引き上げるとともに、ビール類との総合提案活動による相乗効果を発揮することで、全体での大幅な売上増加に挑戦します。

＜グループ事業＞

国内飲料事業につきましては、「アサヒ飲料株式会社」がさらなる「成長戦略」と「構造改革」に取り組み、売上と利益の飛躍的拡大のステージに向けた体制づくりを進めていきます。

成長戦略の柱となる商品面では、基幹ブランドである『ワンダ』『三ツ矢』『アサヒ十六茶』を引き続き強化していくとともに、リニューアルする『アサヒ若武者』『アサヒバナジウム天然水』や、ご好評をいただいている『アサヒスーパーH_2O』の育成を図ります。また、特定保健用食品として許可された『アサヒ食事と一緒に十六茶』など、お客様のニーズに対応した新商品も発売していきます。

構造改革面では、営業経費の効率化、最適な生産・物流体制の構築や原材料の調達プロセスの見直しなど、多様な取り組みを行い、一層の収益構造の変革を進めていきます。

新しい成長領域として本格的に参入したチルド飲料事業については、「株式会社エルビー（埼玉）」及び「株式会社エルビー（名古屋）」をグループのチルド事業の中核会社と位置づけ、「アサヒ飲料株式会社」と生産・物流面で連携を強化し、グループ内での相乗効果を生かした事業の拡大を進めます。

食品･薬品事業につきましては、「アサヒフードアンドヘルスケア株式会社」の収益基盤の一層の拡充に努めます。『ミンティア』や『アクティオ』などの主力商品の販売拡大に取り組むとともに、ビール酵母の機能性研究の成果をベースとしたダイエットサポート食品やアグリ関連事業への新規参入を図ります。

＜国際事業＞

国際事業につきましては、中国などのアジアを中心とした事業展開において、収益力の強化と成長基盤の獲得を追求し、将来におけるアサヒビールグループの収益の柱になるよう育成していきます。

中国のビール事業については、出資先である現地ビール会社の各地域における競争力を強化するとともに、販売拡大に繋がる投資も検討していきます。

急成長しているアセアン諸国と、台湾、韓国などの東アジアにおけるビール事業については、一層の成長拡大と最適なサプライチェーンの構築による収益性の向上を進めます。

「康師傅飲品控股有限公司」や「ヘテ飲料株式会社」を中心としたアジアにおける飲料事業については、アサヒビールグループの技術や経営管理面での支援により、一層の収益基盤の強化を図ります。

アサヒビールグループは、「成長性溢れる新しいアサヒビールグループへの変革」を目指して、“事業構造”“収益構造”“組織体質”の変革に取り組むと同時に、キャッシュフローを株主還元、資本効率の向上や財務体質の強化に向けて柔軟に配分し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

①アサヒビールグループの営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第79期 平成14年度	第80期 平成15年度	第81期 平成16年度	第82期(当期) 平成17年度
売　上　高（百万円）	1,375,267	1,400,301	1,444,225	1,430,026
経　常　利　益（百万円）	57,554	70,480	95,650	91,459
当期純利益（百万円）	14,754	23,210	30,595	39,870
1株当たり当期純利益（円）	28.90	46.80	62.52	82.22
総　資　産（百万円）	1,294,738	1,244,409	1,250,818	1,218,226
純　資　産（百万円）	387,539	398,152	417,827	454,891
1株当たり純資産（円）	770.86	810.19	860.66	951.12

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を除いております。

２．第80期から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

第79期（平成14年１月１日から平成14年12月31日まで）

売上高は、酒類事業及び飲料事業等での減少により、前期比58,096百万円（4.1%）の減少となりました。経常利益は、売上減少及び営業統合に伴う諸経費の増加等により、前期比3,101百万円（5.1%）減少となりました。

第80期（平成15年１月１日から平成15年12月31日まで）

売上高は、酒類事業及び飲料事業等での増加により、前期比25,034百万円（1.8%）の増加となりました。経常利益は、従来からの財務体質改善の努力に加え、グループ全体での一層の効率化の推進等により、前期比12,925百万円（22.5%）増加となりました。

第81期（平成16年１月１日から平成16年12月31日まで）

売上高は、酒類事業及び飲料事業等での増加により、前期比43,924百万円（3.1%）の増加となりました。経常利益は、増収効果に加え一層のコストダウン等により、前期比25,170百万円（35.7%）増加となりました。

第82期（当期：平成17年１月１日から平成17年12月31日まで）

前記**「１．営業の概況　(1) アサヒビールグループ（企業集団）の営業の経過及び成果」**に記載したとおりであります。

②アサヒビール株式会社の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第79期 平成14年度	第80期 平成15年度	第81期 平成16年度	第82期(当期) 平成17年度
売　上　高（百万円）	1,093,773	1,106,977	1,116,360	1,054,161
経　常　利　益（百万円）	56,720	62,838	88,659	76,905
当　期　純　利　益（百万円）	10,565	16,379	28,196	35,498
1株当たり当期純利益　（円）	20.70	33.11	57.80	73.41
総　資　産（百万円）	1,127,567	1,077,786	1,038,319	981,151
純　資　産（百万円）	386,458	386,407	403,763	433,689
１株当たり純資産　（円）	768.71	786.45	831.88	907.02

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を除いております。

２．第80期から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

２．会社の概況（平成17年12月31日現在）

(1) アサヒビールグループの主要な事業内容

アサヒビールグループの主要な事業及び商品は次のとおりであります。

主要事業	主要商品
酒類事業	アサヒスーパードライ、アサヒプレミアム生ビール熟撰、 アサヒ本生、アサヒ本生アクアブルー、 アサヒ本生ゴールド、アサヒ新生３、 かのか、大五郎、一番札、さつま司、ＳＡＺＡＮ、 アサヒ旬果搾り、アサヒカクテルパートナー、 ブラックニッカクリアブレンド、竹鶴、オールモルト、 サントネージュ、バロン・フィリップ、 ルイ・ラトゥール、カリテラ、ガンチア、サンタ・アナ
飲料事業	三ツ矢サイダー、ウィルキンソン、バヤリース、 ワンダ、アサヒ十六茶、アサヒ緑茶若武者、 フォション、アサヒ一級茶葉使用烏龍茶、 アサヒスーパーH_2O、アサヒ富士山のバナジウム天然水
食品・薬品事業	エビオス錠、新ラクトーンＡ、アクティオ、 スーパービール酵母、バランスアップ、ミンティア、 シーズケース

(2) 株式及び新株予約権の状況

①会社が発行する株式の総数　　972,305,309株
（前期末比20,000,000株減）

②発行済株式総数　　493,585,862株
（前期末比20,000,000株減）

（注）上記の「①会社が発行する株式の総数」及び「②発行済株式総数」は、平成17年８月19日付で自己株式の消却を実施したことにより、前期末に比べそれぞれ20,000,000株減少しております。

③株主数　　117,076名
（前期末比16,928名増）

④新株予約権の状況

1)現に発行している新株予約権の状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (平成15年3月28日発行)	611個	普通株式 611,000株	830円	平成17年3月28日から 平成25年3月27日まで
第2回新株予約権 (平成16年3月30日発行)	5,850個	普通株式 585,000株	1,205円	平成18年3月30日から 平成26年3月29日まで
第3回新株予約権 (平成17年3月30日発行)	6,000個	普通株式 600,000株	1,374円	平成19年3月30日から 平成27年3月29日まで

(注) 1．新株予約権は、いずれもストックオプションの付与を目的として無償にて発行されたものであります。

2．新株予約権1個の行使により発行する株式数は、第1回新株予約権が1,000株、第2回新株予約権及び第3回新株予約権が100株であります。

3．第1回新株予約権は、権利行使により、新株予約権の数34個及び新株予約権の目的となる株式の数34,000株が減少しております。

2)株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

イ．新株予約権の数　6,000個

ロ．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　600,000株

ハ．新株予約権の発行価額　無償

ニ．行使の条件

a．権利行使時の1株当たりの払込金額は1,374円。

b．行使期間は平成19年3月30日から平成27年3月29日までとする。

c．新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、監査役又は執行役員の地位を失ったのちも、新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間開始後死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使することができる。

d．その他、権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

ホ．消却の事由と条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が前記ニ．に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

ヘ．有利な条件の内容

当社の取締役、監査役及び執行役員に対し新株予約権を無償で発行した。

ト．割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

＜当社取締役＞

氏　　名	新株予約権の数	目的となる株式の数
福　地　茂　雄	300個	30,000株
池　田　弘　一	300	30,000
後　藤　義　弘	200	20,000
岡　田　正　昭	200	20,000
大　原　清　明	200	20,000
西　野　伊　史	150	15,000
泉　谷　直　木	150	15,000
川　村　　光	150	15,000
山　口　信　夫	100	10,000
岡　本　行　夫	100	10,000
野　中　と も よ	100	10,000

＜当社監査役＞

氏　　名	新株予約権の数	目的となる株式の数
	個	株
西　川　菅　雄	100	10,000
藤　田　　博	100	10,000
櫻　井　孝　顕	100	10,000
中　村　直　人	100	10,000
石　崎　忠　司	100	10,000

＜商法施行規則第103条第２項第２号に定める特定使用人等＞

当社執行役員（割当株式数上位10名）

氏　　名	新株予約権の数	目的となる株式の数
	個	株
藏　口　　勝	200	20,000
髙　橋　正　哲	200	20,000
大　澤　正　彦	150	15,000
石　橋　英　行	150	15,000
岩　崎　次　弥	150	15,000
佐々木　　修	150	15,000
亀　野　正　徳	150	15,000
富　永　寿　郎	150	15,000
吉　岡　信　一	150	15,000
石　井　敏　史	150	15,000

チ．特定使用人等に対して付与した新株予約権の状況（割当株式数上位10名を含む）

ａ．付与対象者　　当社使用人（執行役員）

ｂ．新株予約権の数　　3,550個

ｃ．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　355,000株

ｄ．新株予約権を付与した者の総数　　29名

（注）関係会社取締役、関係会社監査役及び関係会社使用人に対しては付与しておりません。

⑤自己株式の取得、処分等及び保有の状況

1）取得株式	普通株式	7,200,484株
	取得価額の総額	10,042百万円
2）処分株式	普通株式	40,632株
	処分価額の総額	36百万円
3）失効手続をした株式	普通株式	20,000,000株
4）決算期における保有株式	普通株式	15,494,757株

5）第81回定時株主総会後、定款授権に基づき取締役会決議により買受けた自己株式

普通株式	7,165,800株
取得価額の総額	9,994百万円

買受けを必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

⑥大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
	百株	%	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	277,493	5.6	―	―
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	255,068	5.2	―	―
旭化成株式会社	187,853	3.8	1,639,000	0.1
第一生命保険相互会社	179,200	3.6	―	―
富国生命保険相互会社	168,830	3.4	―	―
野村證券株式会社	97,356	2.0	―	―
株式会社三井住友銀行	90,280	1.8	―	―
住友信託銀行株式会社	81,260	1.6	48,000	0.0
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103	72,199	1.5	―	―
住友生命保険相互会社	70,900	1.4	―	―
合計	1,480,439	30.0		

（注）１．当社は、自己株式154,947百株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

２．当社は、野村證券株式会社の持株会社である野村ホールディングス株式会社の普通株式9,000株（出資比率0.0%）を保有しております。

３．当社は、株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式835株（出資比率0.0%）を保有しております。

(3) 従業員の状況

①アサヒビールグループの従業員の状況

事業別名称	従業員数
酒類事業	7,194名（938名減）
飲料事業	4,226名（134名増）
食品・薬品事業	370名（ 22名減）
その他の事業	3,088名（ 45名減）
合計	14,878名（871名減）

（注）１．（ ）内は前期末比増減であります。
２．従業員数は就業人員であります。

②アサヒビール株式会社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
3,607名（93名減）	40.3歳	13.7年	8,566,641円

（注）１．（ ）内は前期末比増減であります。
２．従業員数は就業人員であり、当社への出向者144名を含んでおります。
３．上記のほかに嘱託115名が在籍しております。

(4) 企業結合の状況

①重要な子法人等の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
アサヒ飲料株式会社	11,081	51.2	飲料の製造、販売
ニッカウヰスキー株式会社	14,989	100.0	酒類の製造
アサヒフードアンドヘルスケア株式会社	3,200	100.0	食品・薬品の製造、販売
アサヒビール不動産株式会社	3,000	100.0	不動産事業
アサヒロジスティクス株式会社	836	100.0	貨物運送業
アサヒ協和酒類製造株式会社	350	100.0	酒類の製造
サントネージュワイン株式会社	125	100.0	酒類の製造、販売
アサヒフードクリエイト株式会社	40	100.0	ビアレストラン等の飲食店の経営
株式会社エルビー（埼　玉）	487	67.9	飲料の製造、販売
株式会社エルビー（名古屋）	55	97.0	飲料の製造、販売
北京啤酒朝日有限公司	4,616 (333,089千人民元)	33.0	ビールの製造、販売
杭州西湖啤酒朝日(股份)有限公司	3,132 (226,000千人民元)	55.0	ビールの製造、販売
煙台啤酒朝日有限公司	3,032 (218,804千人民元)	53.0	ビールの製造、販売
ヘテ飲料株式会社	9,460 (100,000百万ウォン)	41.0	飲料の製造、販売
ASAHI BEER U.S.A.,INC.	3,720 (32,000千米ドル)	99.2	ビールの販売

（注）議決権比率は間接保有を含んでおります。

②重要な関連会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
深圳青島啤酒朝日有限公司	3,801 (248,522千人民元)	29.0	ビールの製造、販売
康師傅飲品控股有限公司	1 (10千米ドル)	50.0	飲料の製造、販売

（注）議決権比率は間接保有を含んでおります。

③企業結合の経過及び成果

アサヒ協和酒類製造株式会社は、当社が平成17年９月１日付で同社株式の40.0％を追加取得したことにより、当社の議決権比率が100.0％（前期末60.0％）となりました。

アサヒフードクリエイト株式会社は、当社からの増資及び減資により、資本金が40百万円（前期末1,500百万円）となりました。

株式会社エルビー（埼玉）は、当社が平成17年５月11日付で同社株式の67.9％を取得したことにより、当期から子法人等となりました。

株式会社エルビー（名古屋）は、当社が平成17年９月７日付で同社株式の97.0％を取得したことにより、当期から子法人等となりました。

北京啤酒朝日有限公司は、当社と伊藤忠商事株式会社の共同出資による持株会社ASAHI BREWERIES ITOCHU CHINA(HOLDINGS)LIMITED(議決権比率：当社60.0％、伊藤忠商事株式会社40.0％）経由で55.0％の間接保有となっておりましたが、経営意思決定の迅速化を図るため、当社及び伊藤忠商事株式会社からの直接投資へ移行したことにより、当社の議決権比率が33.0％となりました。

前記の重要な子法人等及び関連会社を含め、連結子法人等は53社、持分法適用会社は17社であります。

当期のアサヒビールグループの売上高は1兆4,300億2千6百万円、当期純利益は398億7千万円であります。

（注）１．ニッカウヰスキー株式会社は、平成18年１月１日付でアサヒ協和酒類製造株式会社を吸収合併いたしました。

２．アサヒビール不動産株式会社は、平成18年１月１日付で当社に対し会社分割を行ったことにより、資本金が200百万円となりました。

３．アサヒロジスティクス株式会社は、アサヒビールグループの物流事業の再編・統合により、平成18年１月１日付でアサヒロジ株式会社となりました。

④重要な業務提携の状況

会　　社　　名	業　務　提　携　の　内　容
(日本) マキシアム・ジャパン株式会社	「マキシアム・ジャパン」が有するウイスキー、コニャック、スピリッツ、リキュール、高級ワインの国内販売権を取得する独占販売契約
(日本) オリオンビール株式会社	沖縄県及び鹿児島県奄美大島群島を除く国内における「アサヒオリオンドラフト」の販売契約 沖縄県における「アサヒスーパードライ」等の製造、販売ライセンス供与契約
(英国領ケイマン諸島) 康師傅控股有限公司 (日本) 伊藤忠商事株式会社	中国における飲料事業「康師傅飲品控股有限公司」の合弁契約
(中国) 青島啤酒股份有限公司 (日本) 伊藤忠商事株式会社 住金物産株式会社	中国における「深圳青島啤酒朝日有限公司」の合弁契約
(中国) 青島啤酒股份有限公司	中国における飲料事業「青島青啤朝日飲品有限公司」の合弁契約 国内における「青島ビール」の独占販売契約

(5) 主要な借入先の状況

借　入　先	借　入　額	借入先が有する当社の株式数及び出資比率	
	百万円	百株	%
株式会社三井住友銀行	16,500	90,280	1.8
株式会社みずほコーポレート銀行	12,000	69,447	1.4
第一生命保険相互会社	10,000	179,200	3.6
富国生命保険相互会社	8,500	168,830	3.4
農林中央金庫	8,000	55,660	1.1
住友信託銀行株式会社	6,000	81,260	1.6
住友生命保険相互会社	6,000	70,900	1.4
株式会社ＵＦＪ銀行	3,500	14,270	0.3
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	3,000	5,000	0.1
株式会社東京三菱銀行	2,500	5,038	0.1

（注）１．前期の主要な借入先であったＵＦＪ信託銀行株式会社は、平成17年10月１日付で三菱信託銀行株式会社と合併し、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社となりました。

２．株式会社ＵＦＪ銀行及び株式会社東京三菱銀行は、平成18年１月１日付で合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となりました。

(6) アサヒビールグループの主要な営業所及び工場

当　　社	本　　店	東京都中央区京橋三丁目７番１号
	本　　部	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
	営業拠点	北海道支社（札幌市）、東北地区本部（仙台市）、 首都圏本部(東京都中央区)、関信越地区本部(東京都中央区)、 中部地区本部（名古屋市）、北陸地区本部（金沢市）、 近畿圏本部（大阪市）、中国地区本部（広島市）、 四国地区本部（高松市）、九州地区本部（福岡市）
	生産拠点	北海道工場（札幌市）、福島工場（福島県安達郡本宮町）、 茨城工場(茨城県守谷市)、神奈川工場(神奈川県南足柄市)、 名古屋工場（名古屋市）、吹田工場（大阪府吹田市）、 西宮工場（兵庫県西宮市）、四国工場（愛媛県西条市）、 博多工場（福岡市）
	研 究 所	未来技術研究所、事業開発研究所、技術開発研究所、 酒類研究所、分析技術研究所、容器包装研究所（以上　茨城県守谷市）
	海外事務所	北米事務所（米国)、欧州事務所（英国)、中国本部（中国）
子法人等	国　　内	アサヒ飲料株式会社：本店（東京都墨田区） 営業拠点：首都圏支社（東京都中央区）、近畿圏支社（大阪市）ほか９支社 生産拠点：柏工場（千葉県柏市）、富士山工場（静岡県富士宮市）、北陸工場（富山県下新川郡入善町）、明石工場（兵庫県明石市） アサヒフードアンドヘルスケア株式会社：本店（東京都墨田区） 営業拠点：東京支社（東京都中央区）、大阪支社（大阪市） 生産拠点：茨城工場（茨城県常陸大宮市）、栃木工場（栃木県下都賀郡国分寺町）、大阪工場（大阪府吹田市） ニッカウヰスキー株式会社：本店（東京都港区） 生産拠点：北海道工場（北海道余市郡余市町）、弘前工場（青森県弘前市）、仙台工場（仙台市）、柏工場（千葉県柏市）ほか２工場 アサヒ協和酒類製造株式会社：本店（東京都港区） 生産拠点：門司工場（北九州市） サントネージュワイン株式会社：本店・生産拠点(山梨県山梨市)
	海　　外	北京啤酒朝日有限公司（中国） 杭州西湖啤酒朝日(股份)有限公司（中国） 煙台啤酒朝日有限公司（中国） ヘテ飲料株式会社（韓国） ASAHI BEER U.S.A.,INC.（米国）

（注）アサヒフードアンドヘルスケア株式会社の栃木工場の所在地は、市町村合併により、平成18年１月10日付で栃木県下野市に変更となりました。

(7) 取締役及び監査役

氏　　名	地　　位	担当又は主な職業
福地茂雄	代表取締役会長	
池田弘一	代表取締役社長	
後藤義弘	専務取締役	専務執行役員　グループ本社担当 （人事部・財務部・広報部）
岡田正昭	専務取締役	専務執行役員　酒類本部長
大原清明	専務取締役	
西野伊史	常務取締役	
泉谷直木	常務取締役	
川村光	常務取締役	
山口信夫	取締役	旭化成株式会社　代表取締役会長
岡本行夫	取締役	株式会社岡本アソシエイツ　代表取締役
野中ともよ	取締役	三洋電機株式会社　代表取締役会長
西川菅雄	常勤監査役	
藤田博	常勤監査役	
櫻井孝頴	監査役	第一生命保険相互会社　相談役
中村直人	監査役	弁護士
石崎忠司	監査役	中央大学商学部　教授

（注）１．取締役山口信夫、岡本行夫及び野中ともよの３氏は、商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役であります。
２．監査役櫻井孝頴、中村直人及び石崎忠司の３氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役であります。
３．平成17年３月30日開催の第81回定時株主総会におきまして、石崎忠司氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
４．平成17年３月30日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役佐藤　明氏は任期満了により退任いたしました。

＜ご参考＞　当社執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
後藤　義弘	専務執行役員	グループ本社担当（人事部・財務部・広報部）
藏口　勝	専務執行役員	東日本営業担当
岡田　正昭	専務執行役員	酒類本部長
髙橋　正哲	専務執行役員	近畿圏本部長
大澤　正彦	常務執行役員	中国本部長
石橋　英行	常務執行役員	中部地区本部長
岩崎　次弥	常務執行役員	中国本部副本部長
佐々木　修	常務執行役員	首都圏本部長
亀野　正徳	常務執行役員	関信越地区本部長
富永　寿郎	常務執行役員	西日本営業担当
吉岡　信一	常務執行役員	Ｒ＆Ｄ本部長
石井　敏史	常務執行役員	酒類本部営業担当副本部長
冨田　義人	常務執行役員	酒類本部担当副本部長兼ワイン事業部長
本山　和夫	執行役員	グループ本社担当（経営企画部・お客様生活文化研究所）
二宮　裕次	執行役員	広域営業本部長
松延　章	執行役員	茨城統括工場長
高橋　成公	執行役員	東北地区本部長
三谷　昌	執行役員	品質保証部長
名倉　伸郎	執行役員	グループ本社担当（総務法務部・社会環境推進部）
三宅　雅人	執行役員	中国地区本部長
山崎　史雄	執行役員	九州地区本部長
羽田　茂	執行役員	市場開発本部長
岩上　伸	執行役員	グループ本社担当（調達部）、生産本部長
仁平　進	執行役員	グループ本社担当（業務システム部・物流システム部）
高橋　修	執行役員	北陸地区本部長
戸倉　政雄	執行役員	西宮統括工場長
小井　薫	執行役員	四国地区本部長

氏　　名	地　　位	担　　当
谷　口　憲　二	執　行　役　員	近畿圏本部副本部長兼大阪支社長
川　面　克　行	執　行　役　員	商品技術開発本部長
杉　浦　　誠	執　行　役　員	酒類本部商品・宣伝担当副本部長
神　津　和　民	執　行　役　員	吹田統括工場長

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区　　分	人　　員	支　払　額
取　締　役	11名	261百万円
監　査　役	6名	67百万円
合　　計	17名	329百万円

（注）１．上記支払額のほか、監査役退職慰労金として16百万円を支払っております。
２．上記支払額のほか､利益処分による役員賞与金として取締役に対し74百万円、監査役に対し17百万円を支払っております。
３．上記人員には、当期末現在までに退任した監査役を含んでおります。
４．当期末現在の在籍人員は取締役11名、監査役５名であります。
５．株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額30百万円であります。
（平成12年３月第76回定時株主総会決議）
６．株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額7百万円であります。
（平成元年３月第65回定時株主総会決議）

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支　払　額
①　当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	172百万円
②　①の合計額のうち、「公認会計士法」第２条第１項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	131百万円
③　②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	65百万円

（注）当社と監査法人との間の監査契約におきまして、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の金額には「証券取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(10) 決算期後に生じたアサヒビールグループの状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

（平成17年12月31日現在）　　（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部	**981,151**	**負債の部**	**547,462**
流動資産	**283,947**	**流動負債**	**385,484**
現金及び預金	3,043	支払手形	271
受取手形	5,434	買掛金	52,837
売掛金	190,726	短期借入金	47,104
商品・製品	9,955	社債(1年以内償還予定)	50,000
半製品	8,501	未払金	12,967
原材料	12,853	未払酒税	124,644
貯蔵品	4,459	未払消費税等	5,484
短期貸付金	41,359	未払費用	35,125
前払費用	6,660	預り金	52,530
繰延税金資産	4,121	コマーシャルペーパー	3,500
その他の流動資産	5,699	賞与引当金	948
貸倒引当金	△ 8,867	その他の流動負債	69
固定資産	**697,203**	**固定負債**	**161,977**
有形固定資産	**490,488**	社債	70,000
建物	138,408	長期借入金	46,500
構築物	21,769	長期預り金	34,503
機械及び装置	156,267	退職給付引当金	10,567
車輌運搬具	73	役員退職慰労引当金	406
工具器具備品	46,529	**資本の部**	**433,689**
土地	123,308	**資本金**	**182,531**
建設仮勘定	4,132	資本金	182,531
無形固定資産	**8,434**	**資本剰余金**	**172,718**
営業権	1,392	資本準備金	130,292
借地権	6	その他資本剰余金	42,425
施設利用権	838	資本金及び資本準備金減少差益	42,425
ソフトウェア	6,188	**利益剰余金**	**79,445**
その他の無形固定資産	8	任意積立金	42,402
投資その他の資産	**198,280**	固定資産圧縮積立金	2,402
投資有価証券	73,342	別途積立金	40,000
関係会社株式	85,124	当期未処分利益	37,043
関係会社出資金	2,942	**株式等評価差額金**	**16,310**
長期貸付金	14,846	**自己株式**	**△ 17,317**
繰延税金資産	6,421		
その他の投資等	25,689		
貸倒引当金	△ 10,086		
合計	**981,151**	**合計**	**981,151**

損益計算書

（平成17年１月１日から
平成17年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金	額
経常損益の部	**営業損益の部**		
	営業収益		**1,054,161**
	売上高	1,054,161	
	営業費用		**975,647**
	売上原価	753,797	
	販売費及び一般管理費	221,849	
	営業利益		**78,513**
	営業外損益の部		
	営業外収益		**2,959**
	受取利息及び配当金	1,955	
	雑収入	1,003	
	営業外費用		**4,567**
	支払利息	2,202	
	雑損失	2,365	
	経常利益		**76,905**
特別損益の部	**特別利益**		**2,584**
	固定資産売却益	503	
	投資有価証券売却益	421	
	関係会社株式売却益	297	
	貸倒引当金戻入益	1,361	
	特別損失		**17,870**
	固定資産売却除却損	12,764	
	投資有価証券売却損	77	
	関係会社整理損失	1,381	
	投資有価証券評価損	263	
	関係会社株式評価損	362	
	関係会社出資金評価損	1,445	
	土地評価損	1,573	
	税引前当期純利益		**61,620**
	法人税、住民税及び事業税		12,237
	法人税等調整額		13,885
	当期純利益		**35,498**
	前期繰越利益		5,185
	中間配当額		3,639
	当期未処分利益		**37,043**

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式‥‥移動平均法に基づく原価法

その他有価証券‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥（時価のあるもの）

期末決算日前１ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（時価のないもの）

移動平均法に基づく原価法

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品、半製品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥総平均法に基づく原価法

原材料、貯蔵品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥移動平均法に基づく原価法

３．固定資産の減価償却方法

有形固定資産‥‥有形固定資産の一部（生産設備）については定額法を、その他の有形固定資産（物流設備ほか）については定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産‥‥定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

４．繰延資産の処理方法

繰延資産は支出時に全額費用として処理しております。

５．引当金の計上基準

貸倒引当金‥‥債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金‥‥従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、発生時の翌期から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によって処理しております。

過去勤務債務は、発生時から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によって処理しております。

賞与引当金‥‥従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

役員退職慰労引当金‥‥役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当期末要支払額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

６．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7．消費税等の処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表の注記)

1．関係会社に対する短期金銭債権　50,285百万円
関係会社に対する長期金銭債権　12,286百万円
関係会社に対する短期金銭債務　30,095百万円
関係会社に対する長期金銭債務　156百万円
2．有形固定資産の減価償却累計額　421,858百万円
3．リース契約
貸借対照表に計上した固定資産のほか、ビール製造設備の一部及び製品販売用器具の一部等についてはリース契約により使用しております。
4．保証債務
(1) 銀行借入等に対する保証債務等
保証債務　33,709百万円
保証予約　60百万円
経営指導念書等　3,625百万円
(2) デリバティブ取引に対する保証債務等
保証債務　契約額等　6,000百万円
評価損益　△　36百万円
経営指導念書等　契約額等　3,000百万円
評価損益　△　212百万円
5．期末日満期手形の処理
期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。当期末日は金融機関の休業日のため、次のとおり期末日満期手形が期末残高に含まれております。
受取手形　153百万円
支払手形　10百万円
6．発行済株式総数及び自己株式数
発行済株式総数　普通株式　493,585,862株
当社が保有する自己株式の数　普通株式　15,494,757株
7．旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの新株引受権
新株引受権の目的となる株式の種類　普通株式
新株引受権の目的となる株式の数　610,000株を上限とする
新株引受権の行使時の払込金額　1,090円
新株引受権の権利行使期間　平成17年１月１日から
平成24年３月27日まで
8．商法施行規則第124条第３号に規定する純資産額　16,310百万円
9．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(損益計算書の注記)

1．関係会社との取引高

売上高	48,697百万円
仕入高	90,543百万円
販売費及び一般管理費	42,303百万円
営業取引以外の取引高	2,871百万円

2．１株当たり当期純利益　73円41銭

なお、１株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益から利益処分による取締役賞与金及び監査役賞与金の額を控除して算出しております。

3．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(税効果関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金損金算入限度超過額	6,576百万円
賞与引当金否認	352百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	10,529百万円
子会社株式評価損否認	8,153百万円
土地評価損否認	635百万円
減価償却費損金算入限度超過額	435百万円
退職給付信託設定損否認	1,470百万円
投資有価証券評価損否認	4,211百万円
子会社出資金評価損否認	1,352百万円
繰延資産償却費損金算入限度超過額	438百万円
固定資産見積撤去費用否認	779百万円
その他	1,991百万円
	36,927百万円
評価性引当額	△13,745百万円
繰延税金資産合計	23,182百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△ 1,491百万円
その他有価証券評価差額金	△11,051百万円
その他	△ 96百万円
繰延税金負債合計	△12,640百万円
繰延税金資産の純額	10,542百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.1%
評価性引当額	0.8%
税額控除	△ 1.3%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4%

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、当期より確定給付企業年金制度及び退職一時金制度に移行しております。また、当社において退職給付信託を設定しております。

２．退職給付債務及びその内訳

①	退職給付債務	△56,243百万円
②	年金資産（期末時価）	29,764百万円
③	退職給付信託（期末時価）	26,962百万円
④	未積立退職給付債務	483百万円
⑤	未認識年金資産	△ 4,551百万円
⑥	未認識数理計算上の差異	△ 2,738百万円
⑦	未認識過去勤務債務	△ 3,760百万円
⑧	退職給付引当金	△10,567百万円

当社は、従来、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、平成17年７月に適格退職年金制度を確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金制度に移行するとともに、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度を新たに導入しました。

この変更に伴い、当期において、退職給付債務が3,958百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しました（「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号））。過去勤務債務については、当期下期以降、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

３．退職給付費用の内訳

①	勤務費用	2,417百万円
②	利息費用	1,125百万円
③	期待運用収益	△ 844百万円
④	数理計算上の差異の費用処理額	630百万円
⑤	過去勤務債務の費用処理額	△ 197百万円
⑥	その他（注）	263百万円
⑦	退職給付費用	3,395百万円

（注）確定拠出年金の掛金支払額、及び退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①	退職給付見込額の期間配分方法	……期間定額基準
②	割引率	……主に２％
③	期待運用収益率	……主に２％
④	数理計算上の差異の処理年数	……翌期より10年
⑤	過去勤務債務の処理年数	……発生時より10年

第 82 期 利 益 処 分 案

（単位：円）

摘　　要	金　　額
(1) 当期未処分利益の処分	
当 期 未 処 分 利 益	**37,043,843,399**
固定資産圧縮積立金取崩額	200,536,624
計	37,244,380,023
この処分は次の通りであります。	
配当金 1株当たり9円50銭	4,541,865,498
取締役賞与金	42,800,000
監査役賞与金	6,200,000
別途積立金	25,000,000,000
次期繰越利益	7,653,514,525
(2) その他資本剰余金の処分	
その他資本剰余金	42,425,897,779
その他資本剰余金処分額	
配当金	0
その他	0
その他資本剰余金次期繰越高	42,425,897,779

（注）１．「配当金」は自己株式15,494,757株分を除いております。
２．平成17年９月14日に3,639,462,353円（１株当たり７円50銭）の中間配当を実施いたしました。
３．「固定資産圧縮積立金取崩額」は租税特別措置法の規定に基づくものであります。

会計監査人監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年２月６日

アサヒビール株式会社
取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　三和彦幸　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　文倉辰永　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　長﨑康行　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、アサヒビール株式会社の平成17年１月１日から平成17年12月31日までの第82期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書

謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成17年１月１日から平成17年12月31日までの第82期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況（法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む）を調査し、子会社に関する状況の説明を受け、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

(1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(6) 内部統制システムに関する取締役の職務遂行については、指摘すべき事項は認められません。

(7) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年２月７日

アサヒビール株式会社　監査役会

常勤監査役　西　川　菅　雄　㊞
常勤監査役　藤　田　　博　㊞
監　査　役　櫻　井　孝　頴　㊞
監　査　役　中　村　直　人　㊞
監　査　役　石　崎　忠　司　㊞

（注）監査役櫻井孝頴、監査役中村直人及び監査役石崎忠司は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

（平成17年12月31日現在）　　（単位：百万円）

資産の部		負債、少数株主持分及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部	**1,218,226**	**負債の部**	**736,358**
流動資産	**385,451**	**流動負債**	**499,941**
現金及び預金	15,433	支払手形及び買掛金	93,155
受取手形及び売掛金	253,474	短期借入金	67,805
棚卸資産	86,423	1年以内償還予定の社債	50,000
繰延税金資産	7,305	未払酒税	133,142
その他	31,919	未払消費税等	7,001
貸倒引当金	△ 9,105	未払法人税等	5,590
固定資産	**832,775**	未払金	49,539
有形固定資産	**634,349**	未払費用	43,349
建物及び構築物	214,013	預り金	43,762
機械装置及び運搬具	192,139	コマーシャルペーパー	3,500
工具器具備品	49,815	その他	3,094
土地	173,744	**固定負債**	**236,416**
建設仮勘定	4,637	社債	70,000
無形固定資産	**23,556**	長期借入金	97,896
連結調整勘定	10,233	退職給付引当金	27,720
その他	13,322	役員退職慰労引当金	686
投資その他の資産	**174,868**	繰延税金負債	708
投資有価証券	126,981	その他	39,404
長期貸付金	5,366	**少数株主持分**	**26,976**
長期前払費用	9,215	**資本の部**	**454,891**
繰延税金資産	18,972	**資本金**	**182,531**
その他	25,443	**資本剰余金**	**163,709**
貸倒引当金	△ 11,111	**利益剰余金**	**106,426**
		株式等評価差額金	**16,584**
		為替換算調整勘定	**2,957**
		自己株式	**△ 17,317**
合計	**1,218,226**	**合計**	**1,218,226**

連結損益計算書

（平成17年１月１日から
平成17年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額	
経常損益の部	営業損益の部		
	営業収益		1,430,026
	売上高	1,430,026	
	営業費用		1,339,777
	売上原価	953,995	
	販売費及び一般管理費	385,782	
	営業利益		90,248
	営業外損益の部		
	営業外収益		9,428
	受取利息及び配当金	1,352	
	連結調整勘定償却額	1,373	
	持分法による投資利益	4,426	
	その他の営業外収益	2,276	
	営業外費用		8,217
	支払利息	4,068	
	その他の営業外費用	4,148	
	経常利益		91,459
特別損益の部	特別利益		8,193
	固定資産売却益	5,596	
	投資有価証券売却益	442	
	貸倒引当金戻入益	1,459	
	工場移転補償金	694	
	特別損失		23,927
	固定資産売却除却損	15,313	
	役員退職慰労金	233	
	投資有価証券売却損	1,178	
	投資有価証券評価損	336	
	土地評価損	3,181	
	事業再編関連損失	3,597	
	その他の特別損失	86	
税金等調整前当期純利益			75,725
法人税、住民税及び事業税			18,541
法人税等調整額			15,478
少数株主利益			1,834
当期純利益			39,870

連結計算書類作成のための基本となる事項

（連結の範囲）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数　53社

主要な子法人等については「営業報告書」の「２．会社の概況　(4) 企業結合の状況　①重要な子法人等の状況」に記載のとおりであります。

なお、アサヒビバレッジサービス株式会社については新たに設立したため、株式会社エルビー（埼玉）及び株式会社エルビー（名古屋）の２社については新たに株式を取得したため、当期より連結の範囲に加えております。また、株式会社中央アド新社、アサヒビール光学株式会社及び福建泉州清源啤酒朝日有限公司の３社については株式又は持分を譲渡したため、アサヒビールワイナリー株式会社及びセンチュリー開発企画株式会社の２社については清算が結了したため、当期より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子法人等

株式会社隅田川ブルーイングほか

非連結子法人等について連結の範囲から除外した理由

非連結子法人等の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数　17社

持分法適用子法人等　１社

株式会社アサヒビールエンジニアリング

持分法適用関連会社　16社

主要な持分法適用関連会社については、アサヒビジネスソリューションズ株式会社のほか、「営業報告書」の「２．会社の概況　(4) 企業結合の状況　②重要な関連会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子法人等及び関連会社

（非連結子法人等）　株式会社隅田川ブルーイングほか

（関　連　会　社）　株式会社アサヒビジネスプロデュースほか

非連結子法人等及び関連会社について持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に与える影響が非常に軽微であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法を適用しておりません。

３．連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうちASAHI BEER U.S.A.,INC.の決算日は９月30日で連結決算日と異なっているため、連結計算書類の作成にあたり、12月31日の仮決算（正規の決算に準ずる合理的な手続による決算）に基づく計算書類を使用しております。

他の連結子法人等の決算日は連結決算日と一致しております。

（重要な会計方針）

１．有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥償却原価法

その他有価証券‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥（時価のあるもの）

連結決算日前１ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

（時価のないもの）

移動平均法に基づく原価法

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品、半製品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥主として総平均法に基づく原価法

原材料、貯蔵品‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥主として移動平均法に基づく原価法

３．重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産‥‥当社は、有形固定資産の一部（生産設備）については定額法を、その他の有形固定資産（物流設備ほか）については定率法を採用しております。連結子法人等は、主として定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産‥‥定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

４．重要な引当金の計上基準

貸倒引当金‥‥債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金‥‥従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、発生時の翌期から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によって処理しております。

過去勤務債務は、発生時から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によって処理しております。

役員退職慰労引当金‥‥当社及び連結子法人等の一部は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当期末要支払額を計上しております。

５．重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

６．消費税等の処理
主として消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等については全額費用として処理しております。
７．連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
８．連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定は、５年から10年の期間で均等償却しております。
９．利益処分項目等の取り扱いに関する事項
当期中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

（連結貸借対照表の注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　538,425百万円
２．担保資産及び担保付債務
次の資産を短期借入金1,467百万円、長期借入金12,726百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	9,687百万円
機械装置及び運搬具	3,707百万円
土地	28,550百万円
計	41,944百万円

３．保証債務　6,808百万円
４．期末日満期手形の処理
期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。当期末日は金融機関の休業日のため、次のとおり期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	655百万円
支払手形	679百万円

５．投資有価証券及び投資その他の資産のその他に含まれる非連結子法人等及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

投資有価証券（株式）	46,666百万円
その他（出資）	1,372百万円

６．発行済株式総数及び自己株式数

発行済株式総数	普通株式	493,585,862株
連結会社及び持分法適用会社が保有する当社の株式数	普通株式	15,494,757株

７．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（連結損益計算書の注記）

１．１株当たり当期純利益　82円22銭
なお、１株当たり当期純利益は、損益計算書上の当期純利益から利益処分による取締役賞与金及び監査役賞与金の額を控除して算出しております。
２．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（税効果関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

貸倒引当金損金算入限度超過額	6,159百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	16,556百万円
未払事業税否認	242百万円
減価償却費損金算入限度超過額	529百万円
土地評価損否認	1,271百万円
未払費用否認	1,003百万円
投資有価証券評価損否認	4,211百万円
退職給付信託設定損否認	1,470百万円
繰越欠損金	12,444百万円
固定資産未実現利益	7,105百万円
その他	7,157百万円
	58,151百万円
評価性引当額	△18,954百万円
繰延税金資産合計	39,196百万円

（繰延税金負債）

固定資産圧縮積立金	△ 1,633百万円
株式等評価差額金	△11,283百万円
その他	△ 715百万円
繰延税金負債合計	△13,633百万円
繰延税金資産の純額	25,563百万円

（注）繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	7,305百万円
固定資産－繰延税金資産	18,972百万円
流動負債－その他	△ 6百万円
固定負債－繰延税金負債	△ 708百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.1%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額	5.4%
評価性引当額の戻入	△ 2.3%
連結調整勘定償却額	△ 0.7%
持分法投資損益	△ 2.4%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.9%

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子法人等は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりました（一部の連結子法人等は退職一時金制度のみ）が、当社は当期より確定給付企業年金制度及び退職一時金制度に移行しております。また、当社において退職給付信託を設定しております。

上記制度に加え、当社は確定拠出年金制度及び退職金前払制度を当期より導入しております。

２．退職給付債務に関する事項

①	退職給付債務	△80,279百万円
②	年金資産（期末時価）	37,288百万円
③	退職給付信託（期末時価）	26,962百万円
④	未積立退職給付債務	△16,028百万円
⑤	未認識年金資産	△ 4,551百万円
⑥	未認識数理計算上の差異	△ 3,345百万円
⑦	未認識過去勤務債務	△ 3,795百万円
⑧	退職給付引当金	△27,720百万円

（注１）一部の連結子法人等につきましては、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

（注２）当社は、従来、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、平成17年７月に適格退職年金制度を確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金制度に移行するとともに、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度を新たに導入しました。

この変更に伴い、当期において、退職給付債務が3,958百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しました（「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号））。過去勤務債務については、当期下期以降、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

３．退職給付費用に関する事項

①	勤務費用（注１）	4,622百万円
②	利息費用	1,579百万円
③	期待運用収益	△ 954百万円
④	数理計算上の差異の費用処理額	960百万円
⑤	過去勤務債務の費用処理額	△ 201百万円
⑥	その他（注２）	263百万円
⑦	退職給付費用	6,269百万円

（注１）簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用を含んでおります。

（注２）確定拠出年金の掛金支払額、及び退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①	退職給付見込額の期間配分方法	……期間定額基準
②	割引率	……主に２％
③	期待運用収益率	……主に２％
④	数理計算上の差異の処理年数	……翌期より10年
⑤	過去勤務債務の額の処理年数	……発生時より10年

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年２月６日

アサヒビール株式会社
取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　三和彦幸　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　文倉辰永　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　長﨑康行　㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２第３項の規定に基づき、アサヒビール株式会社の平成17年１月１日から平成17年12月31日までの第82期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いアサヒビール株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書

謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年１月１日から平成17年12月31日までの第82期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

２．監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年２月７日

アサヒビール株式会社　監査役会

常勤監査役　西　川　菅　雄　㊞

常勤監査役　藤　田　　博　㊞

監　査　役　櫻　井　孝　頴　㊞

監　査　役　中　村　直　人　㊞

監　査　役　石　崎　忠　司　㊞

（注）監査役櫻井孝頴、監査役中村直人及び監査役石崎忠司は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

議決権の行使についての参考書類

１．総株主の議決権の数　　4,770,178個

２．議案及び参考事項

第１号議案　第82期利益処分案承認の件

第82期利益処分案は、添付書類（36ページ）に記載のとおりであります。

当期の期末配当金につきましては、株主重視の観点から利益還元に努め、継続的、安定的な配当を実施することを基本とし、当期の業績、経営環境等を総合的に勘案して、１株当たり９円50銭（昨年９月支払の中間配当額１株当たり７円50銭を含め､年間配当額は前期と比べ２円増額の１株当たり17円）とさせていただきたいと存じます。また、取締役賞与金及び監査役賞与金につきましては、減額とさせていただきたく存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

(1)変更の理由

①事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えて、目的事項の追加を行うものです（現行定款第２条）。

②「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年２月１日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものです（現行定款第４条）。

③当社が商法第212条の規定に基づき､取締役会決議により平成17年８月19日付で自己株式20,000,000株を消却したことに伴い、当社の発行する株式の総数を同数減少するものです（現行定款第５条）。

④当社第11回無担保転換社債が平成17年６月30日に満期償還を迎えたことに伴い、転換社債の転換と配当金について定めた条文を削除するものです（現行定款第32条）。

⑤「会社法」（平成17年法律第86号）が平成17年７月26日に公布されたことに伴い、次のとおり変更するものです。

・当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くことを定め、加えて各機関の位置づけを明確にするため、取締役会規程及び監査役会規程に関する規定並びに会計監査人に関する章を設けるものです(変更案第４条､第23条及び第30条並びに第６章＜第32条、第33条及び第34条＞)。

・株券発行会社である旨を明記し、併せて単元未満株式に係る株券の取り扱いを定めるものです（変更案第９条）。

・その他全般にわたり、「会社法」に合わせた表現の変更及び構成の整理等を行うものです。

⑥現行定款第32条の削除とそれに伴う第33条の繰り上げ、変更案第２条、第５条、及び第６条中の数値の記載については、本定時株主総会の決議のときから､その他の各条の変更並びに条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げについては、「会社法」の施行日から効力が生ずるよう附則を新設するものです。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
（商号） 第１条　当会社はアサヒビール株式会社（ASAHI BREWERIES,LTD.）と称する。	（商号） 第１条　当会社は、アサヒビール株式会社（ASAHI BREWERIES,LTD.）と称する。
（目的） 第２条　当会社は次の事業を行うことを目的とする。 １．ビールその他の酒類の製造、販売 ２．清涼飲料その他の飲料の製造、販売	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 （現行どおり） （現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
３．医薬品、医薬部外品、検査用試薬、医療用具、動物用医薬品および化粧品の製造、販売	３．医薬品、医薬部外品、検査用試薬、医療用具、動物用医薬品及び化粧品の製造、販売
４．微生物利用製品並びに酵素剤を含む生物化学利用製品の製造、販売	（現行どおり）
５．食品および食品添加物の製造、販売	５．食品及び食品添加物の製造、販売
（新設）	６．果物、野菜及び穀物等の農産物の生産、加工、販売
（新設）	７．牛乳及び家畜の生産、販売並びに乳製品の製造、加工、販売
６．肥料および飼料の製造、販売	８．肥料及び飼料の製造、販売
７．不動産の売買、貸借、管理運営、開発、利用および山林の経営	９．不動産の売買、貸借、管理運営、開発、利用及び山林の経営
８．ガラスびんその他各種ガラス製品、びん栓等の製造、販売	10．ガラスびんその他各種ガラス製品、びん栓等の製造、販売
９．食堂および喫茶店の経営	11．食堂及び喫茶店の経営
10．貨物自動車運送事業および倉庫営業	12．貨物自動車運送事業及び倉庫営業
11．金銭の貸付、有価証券の売買および債務の保証	13．金銭の貸付、有価証券の売買及び債務の保証
12．酒類、飲料等の製造設備並びに販売設備の製作、販売および保守に関する業務	14．酒類、飲料等の製造設備並びに販売設備の製作、販売及び保守に関する業務
13．テニスコート、アスレティッククラブ等スポーツ施設並びに美術館の経営	15．テニスコート、アスレティッククラブ等スポーツ施設並びに美術館の経営
14．損害保険代理業および生命保険募集業	16．損害保険代理業及び生命保険募集業
15．前各号に付帯または関連する一切の事業	17．前各号に付帯又は関連する一切の事業
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第３条　当会社は本店を東京都中央区に置く。	第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。
（新設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（公告の方法） 第４条　　当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第２章　株式	第２章　株式
（発行する株式の総数） 第５条　　当会社の発行する株式の総数は992,305,309株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第６条　　当会社の発行可能株式総数は、972,305,309株とする。
（自己株式の取得） 第５条の２　　当会社は商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（自己株式の取得） 第７条　　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（１単元の株式の数） 第６条　　当会社の１単元の株式の数は100株とする。	（単元株式数） 第８条　　当会社の単元株式数は、100株とする。
（１単元の株式の数に満たない株式に係る株券） 第７条　　当会社は１単元の株式の数に満たない株式（以下［単元未満株式］という。）に係る株券を発行しない。ただし株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	（削除）
（新設）	（株券の発行） 第９条　　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（新設）	２　前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（単元未満株式の買増し） 第７条の２　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	（単元未満株主の売渡請求） 第10条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
（株券の種類） 第８条　当会社の発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規程による。	（削除）
（株式取扱規程） 第９条　当会社の株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理その他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。	（削除）
（外国株主等の届出） 第10条　外国居住の株主、質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて当会社の名義書換代理人に届出なければならない。 　その変更があったときも同様とする。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（名義書換代理人） 第11条　　当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。	（株主名簿管理人） 第11条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
（新設）	2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
（新設）	3　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（基準日） 第12条　　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 　前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（株式取扱規程） 第12条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集） 第13条　定時株主総会は毎年３月本店の所在地またはその隣接する地において招集する。臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。	（招集） 第13条　定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
（新設）	（基準日） 第14条　当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（議決権の代理行使） 第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。	（削除）
（招集者および議長） 第15条　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長となる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	（招集権者及び議長） 第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。
（新設）	２　取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（議決権の代理行使） 第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
（新設）	２　前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
（決議の方法） 第16条　株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって決する。	（決議の方法） 第17条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
（新設）	２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（定員） 第17条　当会社の取締役は15名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役は、15名以内とする。
（選任） 第18条　取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議については、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任決議については累積投票によらない。	（選任） 第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（新設）	3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。
（任期） 第19条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了のときまでとする。	（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（取締役会） 第20条　取締役をもって取締役会を組織する。 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の３日前に発する。 ただし緊急の必要があるときは前項の期間を短縮することができる。	（削除）
（代表取締役、役付取締役および相談役） 第21条　代表取締役は取締役会の決議をもって定める。 取締役会の決議をもって取締役会長１名、取締役副会長若干名、取締役社長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。	（代表取締役、役付取締役及び相談役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
（新設）	2　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
（新設）	3　取締役会は、その決議によって役付取締役として、取締役会長、取締役社長各１名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（新設）	4　取締役会は、その決議によって相談役若干名を定めることができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（取締役会） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。ただし、取締役会長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
（新設）	2　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	3　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（新設）	（取締役会規程） 第23条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（報酬および退職慰労金） 第22条　取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（定員） 第23条　当会社の監査役は６名以内とする。	（員数） 第25条　当会社の監査役は、６名以内とする。
（選任） 第24条　監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議については、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要する。	（選任） 第26条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期） 第25条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了のときまでとする。	（任期） 第27条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（常勤監査役） 第26条　監査役は互選により常勤監査役を定める。	（常勤監査役） 第28条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
（監査役会） 第27条　監査役全員をもって監査役会を組織する。 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の３日前に発する。 ただし緊急の必要があるときは前項の期間を短縮することができる。	（監査役会） 第29条　監査役会は、各監査役が招集する。
（新設）	2　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	3　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（新設）	（監査役会規程） 第30条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
（報酬および退職慰労金） 第28条　監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第31条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（選任） 第32条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（任期） 第33条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新設）	（報酬等） 第34条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第６章　計算	第７章　計算
（営業年度） 第29条　当会社の営業年度は毎年１月１日から12月31日までとする。	（事業年度） 第35条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。
（利益配当金） 第30条　利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し支払う。	（剰余金の配当） 第36条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をすることができる。
（新設）	２　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。
（中間配当） 第31条　当会社は取締役会の決議をもって毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し中間配当を行うことができる。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（転換社債の転換と配当金） 第32条　転換社債の転換により発行された株式の最初の利益配当金および中間配当金は、転換の請求が１月１日から６月30日までになされたときは１月１日に、７月１日から12月31日までになされたときは７月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。	（削除）
（配当金の除斥期間） 第33条　利益配当金および中間配当金がその支払開始の日から満５年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。 ２　未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。	（配当金の除斥期間） 第37条　期末配当金及び中間配当金については、その支払開始の日から満５年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。
（新設）	附　則 現行定款第32条の削除とそれに伴う第33条の繰り上げ、変更案第２条、第５条、及び第６条中の数値の記載を除く各条の変更並びに条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げは、会社法（平成17年法律第86号）の施行日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。
（新設）	

第３号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役、監査役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

(1)株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

取締役、監査役及び執行役員の報酬体系において、株価を反映するストックオプション制度を実施することにより､株主重視の経営を推進するとともに、経営の健全性を一層高めていくため、下記(3)の要領に記載のとおり当社の取締役、監査役及び執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

(2)新株予約権割当の対象者

平成18年３月30日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって在籍する取締役、監査役及び同日開催の取締役会終結の時をもって在籍する執行役員。

(3)新株予約権発行の要領

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式620,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

ただし、後記④の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、調整前行使価額は後記④に定める行使価額調整式（以下「行使価額調整式」という。）による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

調整後株式数＝調整前株式数×調整前行使価額／調整後行使価額

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、１株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

②新株予約権の数

6,200個を上限とする（新株予約権１個につき普通株式100株。ただし、前記①に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）。

③新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

④新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権発行日の終値を下回ることを得ない。

なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）、自己株式の処分をする場合、又は時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行株式数} \times \text{行使価額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「行使価額」を「１株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、以下本(3)において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が１円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

⑤新株予約権を行使することができる期間

平成20年３月30日から平成28年３月29日までとする。

⑥新株予約権行使の条件

・新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、監査役又は執行役員の地位を失ったのちも、新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使することができる。また、新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間開始後死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使することができる。

・その他、権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

⑦新株予約権の消却

当社は、新株予約権の割当を受けた者が上記⑥に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

⑧新株予約権の譲渡

新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する。

第４号議案　取締役９名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役福地茂雄、後藤義弘、西野伊史、川村　光、山口信夫、岡本行夫及び野中ともよの７氏は任期満了となり、取締役岡田正昭氏は平成18年３月24日付をもって辞任いたします。

つきましては取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

（※印は新任候補者）

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
1	後藤義弘（ごとうよしひろ） 昭和19年10月20日生	昭和42年４月　当社入社 平成９年９月　当社理事福岡支社長 平成11年３月　当社取締役福岡支社長 平成11年９月　当社取締役監査部長 平成12年３月　当社執行役員監査部長 平成14年３月　当社常務執行役員 平成15年９月　当社常務執行役員管理本部長 平成16年３月　当社専務取締役兼専務執行役員管理本部長 平成17年10月　当社専務取締役兼専務執行役員 （現在に至る）	10,200株	なし
2	西野伊史（にしのよしふみ） 昭和22年３月４日生	昭和44年４月　当社入社 平成10年３月　当社理事西宮工場長 平成11年１月　当社理事生産部長 平成11年３月　当社理事生産部長兼生産本部企画室長 平成12年３月　当社理事生産部長 平成13年３月　当社理事生産事業本部副本部長兼生産部長 平成13年９月　当社執行役員生産事業本部長 平成15年３月　当社常務執行役員生産事業本部長 平成16年３月　当社常務取締役 （現在に至る）	15,766株	欄外（注）参照

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
3	川村（かわむら） 光（ひかる） 昭和21年11月23日生	昭和44年４月　当社入社 平成10年９月　当社理事技術部長 平成12年10月　当社理事吹田統括工場長 平成13年３月　当社執行役員吹田統括工場長 平成13年９月　当社執行役員生産事業本部副本部長兼生産企画部長 平成14年３月　当社執行役員生産事業本部副本部長兼原材料部長 平成14年９月　当社執行役員ＳＣＭ本部長 平成16年３月　当社常務取締役（現在に至る）	10,000株	なし
4	山口（やまぐち） 信夫（のぶお） 大正13年12月23日生	昭和27年４月　旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社 昭和51年６月　同社取締役 昭和53年11月　同社常務取締役 昭和56年６月　同社代表取締役副社長 昭和57年３月　当社取締役（現在に至る） 平成４年４月　旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）代表取締役会長（現在に至る） ＜他の会社の代表状況＞ 旭化成株式会社代表取締役会長	11,000株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
5	岡本行夫（おかもとゆきお） 昭和20年11月23日生	昭和43年４月　外務省入省 平成３年１月　外務省退官 平成３年４月　国際交流基金参与 株式会社岡本アソシエイツ代表取締役 （現在に至る） 平成８年11月　沖縄担当内閣総理大臣補佐官 平成10年３月　沖縄担当内閣総理大臣補佐官退任 平成10年７月　科学技術庁参与 平成12年３月　当社取締役 （現在に至る） 平成12年６月　科学技術庁参与退任 平成13年９月　内閣官房参与 平成15年４月　内閣官房参与退任 内閣総理大臣補佐官（非常勤） 平成16年３月　内閣総理大臣補佐官（非常勤）退任 ＜他の会社の代表状況＞ 株式会社岡本アソシエイツ代表取締役	700株	欄外（注）参照

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
6	野中（のなか） ともよ 昭和29年６月18日生	昭和53年５月　フリージャーナリスト （現在に至る） 昭和62年４月　中京女子大学客員教授 （現在に至る） 平成７年１月　大蔵省（現財務省） 財政制度審議会委員 （現在に至る） 平成11年５月　文部省（現文部科学省） 中央大学審議会委員 （現在に至る） 平成14年３月　当社取締役 （現在に至る） 平成14年６月　三洋電機株式会社取締役 平成17年６月　同社代表取締役会長 （現在に至る） ＜他の会社の代表状況＞ 株式会社ティオーエムファクトリー代表取締役 三洋電機株式会社代表取締役会長	500株	なし
7	※ 荻田（おぎた） 伍（ひとし） 昭和17年１月１日生	昭和40年４月　当社入社 平成９年３月　当社取締役福岡支社長 平成９年９月　当社取締役九州地区本部長 平成12年３月　当社常務執行役員九州地区本部長 平成12年10月　当社常務執行役員関信越地区本部長 平成14年３月　当社専務執行役員関信越地区本部長 平成14年９月　アサヒ飲料株式会社執行役員副社長 平成15年３月　同社代表取締役社長 （現在に至る） ＜他の会社の代表状況＞ アサヒ飲料株式会社代表取締役社長	11,000株	欄外（注）参照

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
8	※ 髙橋正哲（たかはしまさとし） 昭和21年10月24日生	昭和44年４月　当社入社 平成10年３月　当社理事名古屋支社長 平成11年９月　当社理事中部地区本部副本部長兼名古屋支社長 平成12年３月　当社執行役員中部地区本部長 平成13年９月　当社執行役員酒類事業本部長 平成14年３月　当社常務執行役員酒類事業本部長 平成15年９月　当社常務執行役員近畿圏本部長 平成17年３月　当社専務執行役員近畿圏本部長 （現在に至る）	25,202株	なし
9	※ 本山和夫（もとやまかずお） 昭和25年３月14日生	昭和47年４月　当社入社 平成12年３月　当社執行役員総合品質本部長兼物流システム本部長 平成13年９月　当社執行役員ＳＣＭ本部長 平成14年９月　当社執行役員経営戦略・広報担当 平成15年９月　当社執行役員戦略企画本部長 平成17年10月　当社執行役員グループ本社担当 （現在に至る）	7,000株	なし

（注）１．山口信夫、岡本行夫及び野中ともよの３氏は、商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役の要件を満たしております。

２．当社は、西野伊史氏が理事長を務める財団法人アサヒビール学術振興財団に対して寄付を行っております。

３．当社は、岡本行夫氏がゼネラルパートナーを務めるパシフィカ・ファンド・ワン・エル・ピーに出資しております。

４．当社は、荻田　伍氏が代表取締役社長を務めるアサヒ飲料株式会社との間に、商品の製造委託等の取引関係があります。

第５号議案　退任取締役に退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任される福地茂雄氏並びに平成18年３月24日付をもって、取締役を辞任される岡田正昭氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金につきましては、総額１億9,270万円を贈呈することとし、各氏に対する具体的な金額、時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
福地茂雄（ふくちしげお）	昭和63年３月　当社取締役 平成２年６月　当社常務取締役 平成５年３月　当社専務取締役 平成８年３月　当社代表取締役副社長 平成11年１月　当社代表取締役社長 平成14年１月　当社代表取締役会長 （現在に至る）
岡田正昭（おかだまさあき）	平成14年３月　当社常務取締役 平成16年３月　当社専務取締役 （現在に至る）

以　上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】 http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成18年３月29日（水曜日）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

7．今後、招集ご通知の受領を電子メールにてご希望される株主様は、議決権行使サイトでお手続ください。

以　上

【インターネット(電磁的方法)による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

名義書換代理人　住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】　0120－186－417（24時間受付）

アサヒビール株式会社
株主総会会場ご案内図

〈場所及び電話番号〉　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ
ザ・メイン宴会場階　鶴の間
電話03－3265－1111（代表）
〈ＵＲＬ〉　http://www.newotani.co.jp/

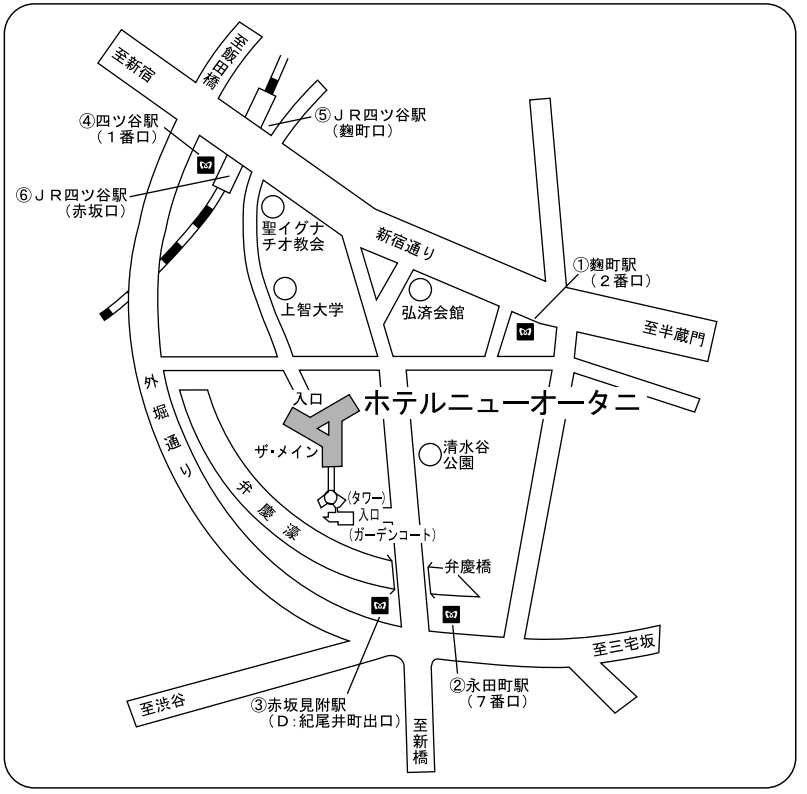

〈交通のご案内〉
①東京メトロ有楽町線　麹町駅（２番口）から徒歩９分
②東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線　永田町駅（７番口）から徒歩10分
③東京メトロ丸ノ内線・銀座線　赤坂見附駅（Ｄ：紀尾井町出口）から徒歩10分
④東京メトロ丸ノ内線・南北線　四ツ谷駅（１番口）から徒歩９分
⑤ＪＲ中央線・総武線　四ツ谷駅（麹町口）から徒歩９分
⑥ＪＲ中央線・総武線　四ツ谷駅（赤坂口）から徒歩９分

〈お願い〉 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。